

# 令和5年度 教育・保育給付認定申請書

1号認定用

(宛先) 新潟市長  
施設長

提出日 令和 年 月 日

次のとおり、教育・保育給付認定を申請します。

住所	申請時住所		令和4年1月1日 時点の住所 (市外の場合のみ)	( ) 都・道・府・県 市・区・町・村	認定開始日時点の住所		〒 - ※ 認定開始日時点の住所が申請時と異なる場合のみご記入ください	
			令和5年1月1日 時点の住所 (市外の場合のみ)	( ) 都・道・府・県 市・区・町・村	新潟市 区			
ふりがな		ふりがな	生年月日(令和5年3月31日付満年齢)	障がいの 有無(※1)	電話	自宅		
◎申請者氏名 (代表保護者)		申請児童	平成 令和 年 月 日 歳	有・無	携帯等	(父) (母)	勤務先	(父) (母)
本申請にあたり、下記事項について承諾のうえ、チェックをしてください。 (承諾のない場合は、申請者や同居世帯者の課税状況を確認できないため、教育・保育給付認定の審査を行うことができない場合があります。)			利用施設			認定期間		
利用者負担額算定や家庭状況把握のため、市が同一世帯者、生計同一者を含む 住民基本台帳、課税・福祉情報を閲覧します。閲覧を承諾する場合は、同一世帯 者・生計同一者すべての方が、閲覧を承諾することを確認してください。			<input type="checkbox"/> 承諾する			令和 年 月 日(※2)から令和 年 月 日		
重複申請について	2号・3号認定(利用調整)を <input type="checkbox"/> 申請する(した) <input type="checkbox"/> 申請しない		(※1) 有の場合は、同居する障がい児(者)の障がい者手帳 や特別児童扶養手当受給者証等の写しを添付してくだ さい。			(※2) 1号認定を受けられるのは、申請児童が満3歳となる誕生日の 前日からです。		

## □同居世帯員

区分	申請児童 との続柄	氏名	生年月日(令和5年3月31日付満年齢)	障がいの 有無(※1)	学校・幼稚園・保育園等 (令和5年4月1日現在)
申請児童と同一世帯の家族 ①単身赴任等の 父母を含む	父		大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
	母		大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
			大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
			大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
			大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
②住民票が別世帯で同居の 祖父母を含む (※4)			大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
③おじ・おば を除く			大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
④社会通念上 夫婦として認められる同居 人を含む			大・昭 平・令 年 月 日 歳	有・無	
生計を一にする 別居の子ども (※5)			昭・平・令 年 月 日 歳	有・無	
生活保護の 適用の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( 年 月 日 から) <input type="checkbox"/> 申請中( 年 月 日申請)				
ひとり親の 場合	( 年 月 日(頃)から) <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 離婚前提 (離婚調停の申し立て <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合は、事件係属証明書等を添付してください。無の場合は、ひとり親として取り扱えません。)				

住民票が別世帯(※3)の家族の有無 無 有  
申請児童との続柄 ( )  
※父母の場合は、上記令和4年1月1日及び令和5年1月1日時点の住所欄に記入してください。

(※3)父母が単身赴任の場合や同居の祖父母が住民票上は別世帯の場合など

本申請書記載内容に相違ないことを確認いたしました。

令和 年 月 日

(父) \_\_\_\_\_ 印

(母) \_\_\_\_\_ 印

(注)自署の場合は押印不要です。なお、申請書の内容と実態に相違があった場合、認定を取り消す場合があります。

※住民票上の住所もご記入ください。

住所: \_\_\_\_\_

(※4) 住民票上、世帯分離をしていますが、同一の家屋に居住している場合は「同居」として取り扱います。但し、二世帯住宅であること及び光熱水費が別々であることが確認できる書類(別々の検針票等)が提出された場合は、別世帯として取扱うことができます。

(※5) 生計を一にする別居の子どもがいる場合にご記入いただき、次のいずれか1つを添付してください。(「生計を一にする」とは、保護者と子どもが、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には生活を共にしている場合や、常に生活費、学費、療養費等の送金が行われている場合には「生計を一にする」ものとして取り扱います。)

①別居している子どもの健康保険証の写し(扶養者がわかるもの) ②生活費等仕送りをしていることがわかる部分の通帳のページの写し(通帳の表紙を含む)